

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会

日時：令和3年4月28日（水）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

— 会 議 次 第 —

議 事

1 諮 問

「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

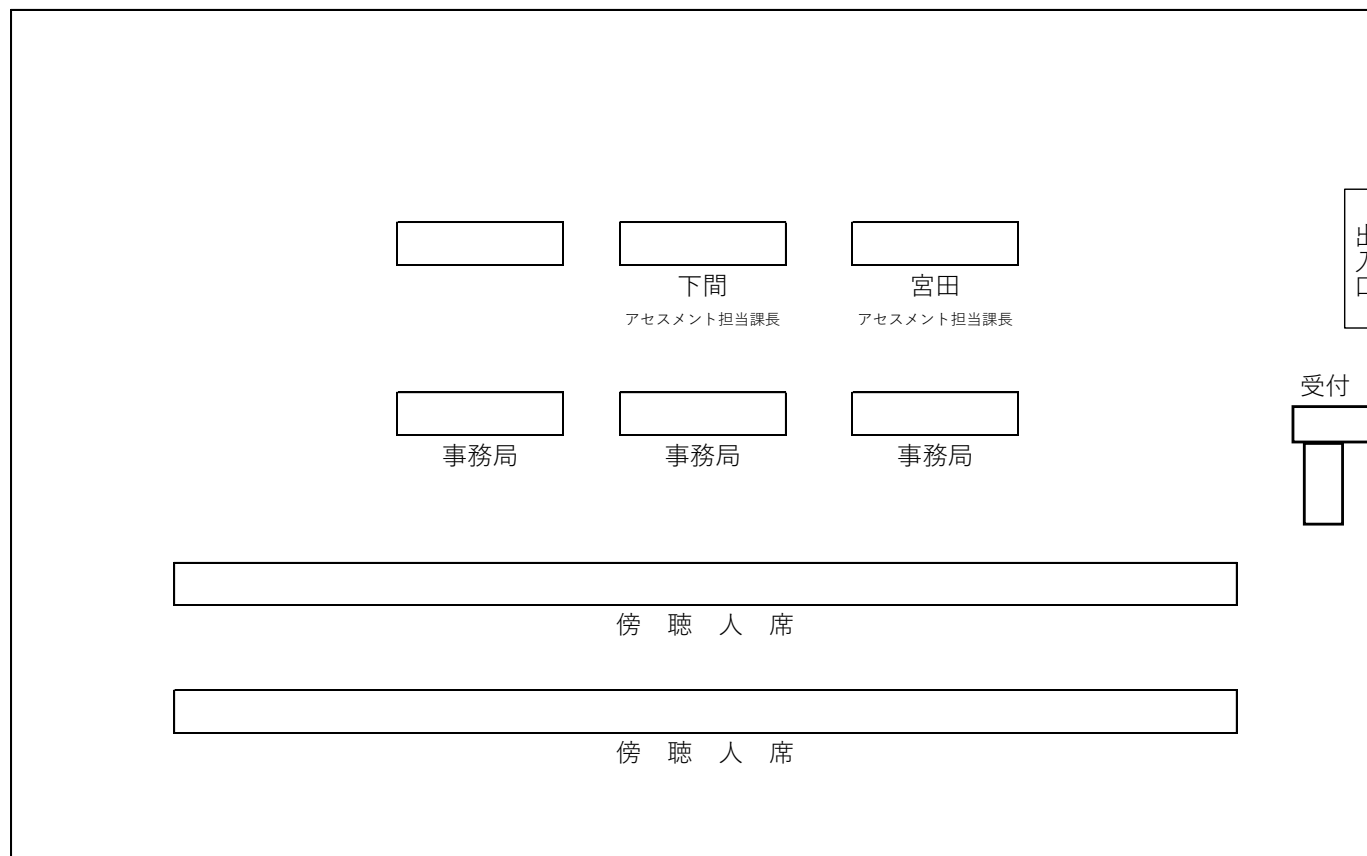
資料1 「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」総会 座席配置

日時：令和3年4月28日（水）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



<テレビ会議による出席者>

会長 柳委員
第一部会長 齋藤委員
第二部会長 坂本委員

荒井委員 堤委員
池邊委員 寺島委員
池本委員 平林委員
奥委員 宮越委員
日下委員 宗方委員
小林委員 森川委員
小堀委員 保高委員
袖野委員 渡邊委員
高橋委員

(20名)

木村政策調整担当部長

3 環 総 政 第 4 8 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 4 月 28 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 519 号 「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案

受 理 報 告 (4 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	六本木三丁目東地区再開発事業 (工事の完了後)	令和3年2月26日
	渋谷駅街区開発事業(工事の完了後その1)	令和3年2月26日
	八王子都市計画道路3・3・2号線 (八王子市北野町～南浅川町)建設事業(工事の施行中その13)	令和3年3月19日
2 変 更 届	東京都市計画道路放射第5号線 (杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間)建設事業	令和3年2月24日
	東京都市計画道路環状第2号線 (中央区晴海四丁目～銀座八丁目間)建設事業	令和3年3月2日
	成木開発株式会社 拡張事業	令和3年3月3日
	菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2	令和3年3月10日
	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹～立川間)連続立体交差化及び複々線化事業	令和3年3月18日
	(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画	令和3年3月18日
	東京都東尾久浄化センター建設事業	令和3年3月23日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
2 変 更 届	東京都市計画道路放射第 35 号線 (練馬区早宮～北町間)建設事業	令和 3 年 3 月 24 日
3 完 了 届	光が丘清掃工場建替事業	令和 3 年 3 月 29 日

3月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年3月24日

■事後調査報告書

事業名：一般国道16号横浜町田立体建設事業（工事の施行中その14）

事業者名：国土交通省関東地方整備局

項目	助言事項	事業者回答
騒音・振動	<p>1</p> <p>14時台の騒音測定値（84 dB）が非常に大きく、基準値（80 dB）を超過しています（表2-6（1））。「岩石を砕く作業が必要になった」という記述（p.23の記述）から特異的・一時的な状況だったと考えられますが、測定時の写真（図2-2）からは周辺住民が通行する可能性のある場所と思われ、結果論ですが、仮囲いを設置しなかったのは配慮不足だったのではないのでしょうか。</p> <p>同様の状況はいつでも起き得ると考えられますので、今後は、できるだけ仮囲いを設置するなどの必要な対策を講じて作業することを心掛けて下さい。</p>	<p>測定地点付近は近接して住居がなく、周辺住民の通行もほとんど見られなかったため、仮囲いを設置せずに作業を実施しましたが、お見込みのとおり、特異な作業が発生したため、一時的に基準値を超過する騒音が発生しました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後、周辺住民が通行する可能性のある場所で作業する際には、仮囲いを設置するなどの必要な騒音・振動対策を講じて作業致します。</p>

■変更届

事業名：三田小山町西地区第一種市街地再開発事業

事業者名：三田小山町西地区市街地再開発組合

項目	助言事項	事業者回答
全般	<p>1</p> <p>工事予定期間中に近隣に開発事業は予定されているのでしょうか？</p> <p>4年間という工事期間に変更はないものの、予定していた工事期間より遅れた工事開始となることから、近隣の開発事業と時期が重なる場合には、環境への悪影響が増幅される懸念があります。このため、工事に当たっては、関係者と十分に調整を行うなど、周辺状況の変化にも留意した環境保全措置をお願いしたいです。</p>	<p>今回、工事予定期間を令和4～8年度の4年間（48ヶ月間）として変更届を提出しました。</p> <p>この間における近隣の開発事業として「（仮称）三田一丁目計画（所在地：東京都港区三田一丁目4-60）」が公表されており、令和4年から令和7年までの工事期間が重なる可能性が考えられます。</p> <p>したがって、本事業の工事に際しては、関係者と随時情報を共有し、必要に応じて工事工程の調整を行うなどの配慮を行うとともに、近隣の開発事業等に係る工事に関する情報を収集し、環境への影響が懸念される場合には事前に関係者と十分に調整を行うなど周辺環境の保全に努めるよう留意致します。</p>

4月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年4月28日

■変更届

(1) 菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2

項目	助言事項
水循環	変更される調整池の配置と必要容量の見積もりには、仮堆積場の集水域 A と B の区分が重要です。第一調整池は縮小するため、強雨の際に仮堆積場で発生する地表流の多くを第二調整池に確実に流下させる必要があります。集水域 A と B の境界である水路が特に重要であると考えます。この水路について、巻末資料では10～20年後まで第二調整池につながっていません。水路の接続先を教えてください。
水循環	10～20年後まで第二調整池は水路と接続していません。この期間も放流量が計上されていますが、沈殿池との接続など放流経路を教えてください。